

## 平成27年度、個人住民税について給与支払者（事業主）への特別徴収義務者の指定を徹底します。

給与支払者（事業主）は、所得税の源泉徴収と同様に従業員に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、市町村に納めなければなりません（特別徴収）。

埼玉県と県内全市町村は平成27年度、特別徴収未実施の事業主に対し特別徴収義務者として全県一斉で指定します。

特別徴収を行っていない事業主の方は、遅くとも平成27年度には特別徴収を行っていただくこととなりますので、早めの御準備をお願いします。

この取組については、県個人県民税対策課（048-830-2647）に、具体的な手続きについては、市町村個人住民税担当課にお問い合わせください。



埼玉県マスコット「コバトン」